



カーボン・オフセット市場の国内動向について

(財) 日本環境協会 エコマーク事務局
普及・国際協力課 課長

Miho Ooshima
大島 美保

はじめに

2008 年 7 月の洞爺湖サミット前後の日本の環境関連情報の発信は、「低炭素」、「カーボン」を中心にしていくつか主要な対策が検討・テスト運用を実施している中、「カーボン・オフセット」も同様に、オフセットに関するガイドラインが検討され、ガイドラインに基づいたモデル事業が試行され、市場への連動と普及を図っています。

2008 年 5 月よりカーボン・オフセット課題別ワークショップの検討委員の 1 人として参加させていただき、オフセットの情報提供やオフセットの認証運用・ラベリングまで広く検討した中で、現在の国内動向の現状と今後の適正利用について整理します。

カーボン・フットプリントとカーボン・オフセットについて

まず、企業の「カーボン(CO₂)や温室効果ガス関連活動」として挙げられるのは、①地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)やエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に関連した報告、②環境報告書への環境負荷量の開示、③カーボン・フットプリント、④カーボン・オフセットの 4 つが主要な活動です。①は法的な義務項目であり、②は自主的取組ですが、環境・CSR 報告書発行企業は 2008 年 12 月に公表された「環境にやさしい企業行動調査結果(平成 19 年度における取組に関する調査結果)」¹によると上場・非上場の合計 1,011 社で上場企業の 71%が発行しています。

カーボン・フットプリントとカーボン・オフセットは、法的な取組ではなく自主的取組として、企業は先駆けて導入したいと思う反面、仕組みが複雑で理解しにくい側面があります。そこで、以下の図で整理しました。

カーボン・フットプリントは「使った環境負荷」を商品のライフサイクルに沿って定量把握することですが、カーボン・オフセットは使った環境負荷量を削減するための自主活動を行った上で、削減が困難な分を埋め合わせすることを言います。オフセットは上の図にあるとおり、誰もが主体者となってオフセット活動ができます。しかし、ここで注意すべき点は、商品・サービスに付加されたオフセットは「誰の環境負荷量のオフセットであるか」です。

企業にとっての「オフセット」活動は、大きく 2 種類あります。

① 事業活動により発生した環境負荷量を自主的に「オフセット」する場合

事業活動で発生する環境負荷量として、エネ

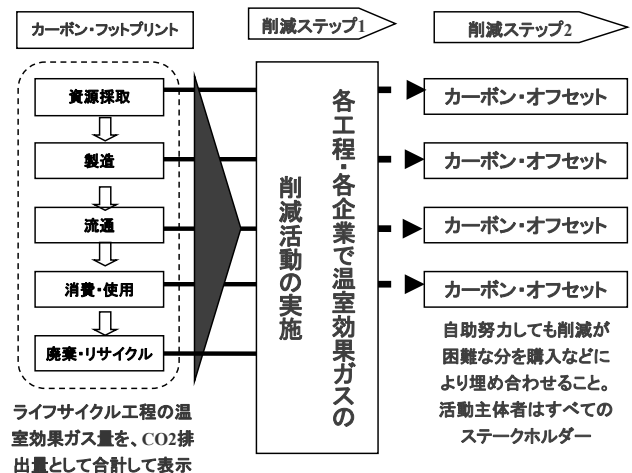


図1 カーボン・フットプリントとカーボン・オフセットについて

ギー使用量・資材投入量などを抽出して換算係数で算定することにより自社の環境負荷量を把握することができます。把握した環境負荷量の一部を、企業の費用負担で自主的にオフセットします。

② 商品やサービスに、事業活動の環境負荷量や消費者の使用によって発生する環境負荷量を商品に付加して、消費者に「オフセット」してもらう場合

商品のライフサイクルによって活動主体となる事業者は変わってきます。しかし、消費者に提供する商品の場合は小売店などで販売されており、商品流通工程の末端で付加されたオフセットは誰のオフセットなのか分かりません。例えば、商品のライフサイクルの一部分のオフセット分として付加されている場合と、購入した消費者が使用する工程において発生する環境負荷量のオフセットでは、消費者が費用負担しても、オフセット対象者が違うことになります。

オフセット付商品やサービスが販売された時、自分の消費分のオフセットでない場合もあるので、購入する場合は必ずオフセット対象者が誰であるかを確認してください。

¹ 環境にやさしい企業行動調査結果(平成 19 年度における取組に関する調査結果)
<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h19/gaiyo.pdf>

カーボン・オフセットの取組みの現状

(財)地球・人間環境フォーラム²が事務局となっている「サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク(以下 NSC)」³の環境部会では、「カーボン」をテーマに研究活動を行っています。今回は、部会の中に1つのワーキングテーマとして、オフセットの取組み動向を分析しており、その一部を紹介します。

カーボン・オフセットの取引でクレジットを保持しているのは、「オフセットプロバイダー」という事業者です。オフセットプロバイダーとは、「市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者」と、環境省発行の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」⁴に定義されています。

NSC 環境部会のワーキングでは、国内の主要なオフセットプロバイダー10社を選定し、10社が取り扱ったカーボン・オフセットについて、商品・サービス区分、商品のライフサイクルや販売形態などをインターネットで収集できる情報からデータベースを作成して整理を行いました。まず、集計できた125件分では、オフセット付き商品・サービスを提供している業態はサービス業が51%、メーカーが22%、小売業が14%、イベントが11%になっています。業態別の商品・サービスの取り扱い状況では、サービス業で自主排出分のオフセット、提供するサービス・商品と分散傾向にあるのが特徴です。また、オフセットするクレジットの種類や無効化の状況を見ると CER⁵の利用が56%である一方、クレジットの種類の記載が無いのが32%でした。クレジットの無効化の区分についても同様で、「償却・取消」のいずれかの記載が無いのが約60%と一番多く、償却・取消のいずれかの回答があったのは28%でした。これは、オフセットを実施している企業自身が理解していない可能性もあり、カーボン・オフセットを利用する際の必要情報の収集や発信情報の必要要件などを分かりやすく提示していく必要があります。

現在、カーボン・オフセットの指針やガイドラインとして、環境省のホームページには、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」、「カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG 排出量の算定方法ガイドライン(Ver.1.0)」⁶、「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver.1.0)」⁷の3種類が公表されていますが、企業が指針やガイドラインの内容をよく理解するよう、さらに啓発していく必要があります。

カーボン・オフセットの発展的な利用とは

カーボン・オフセットの導入が増えていく一方、いくつか課題も出てきています。そこで、「企業の環境情報」の視点でカーボン・オフセットにおける課題を

整理しました。

① オフセットを導入するときは、必ず環境部門と連携しましょう。

商品・サービスに付加するオフセットは、「販売促進」を目的に導入する事例が多々見受けられ、実務的に商品企画部門や販売促進部門が担当するケースがほとんどかと思えます。一方、企業が発信している情報は、環境部門、CSR 部門が企業内の環境・CSR 情報を総括して整理して、リリースや環境・CSR 報告書として年間活動報告書で開示しています。同じ環境情報でも取り扱い部門が違っていると、活動そのものが周知されていなかったり、適正運用を行っていなかったなど、後から問題が発生することに備えて、必ず部門間連携をして取り組んでいきましょう。

前項で記載したカーボン・オフセットのクレジットの種類や無効化など、オフセットの仕組みは複雑です。正しく仕組みを理解して、適正導入を心がけてください。

② 使用する環境負荷量や対象範囲・定義は、統一しておきましょう。

前項で環境報告書の発行企業数が1,011社であることを記載しましたが、環境負荷量として、エネルギー使用量、資材使用量、廃棄物排出量など各種報告ガイドラインや基準に沿って環境報告書は作成・開示しています。オフセットする場合の排出量の算定については、なるべく環境負荷量や算定の対象範囲などは統一しておく、環境報告書の読み手やオフセット付商品・サービスの購入者に分かりやすく情報が伝達できます。

また、企業として算定時の業務効率を図ることができます。環境情報を開示する時は、開示情報の範囲や定義を明確にする必要がありますが、仕組みやツールによって範囲や定義が異なると、企業内に複数の算定値が存在して、管理・統制できない可能性があります。混乱と誤解を招かないために、企業内で統一しておきましょう。

おわりに

現在のカーボン・オフセット付商品・サービスは、オフセット分だけ上乗せした価格で販売しているものは少数か、イベントなどに限定されています。今後は、同じ商品・サービスでも、通常価格とオフセット付価格の2種類が市場に登場することと思います。

環境に配慮した行動を、企業がそして消費者が行うときの1つの大切な要素として「カーボン・オフセット」は存在します。そのとき、オフセットする対象、自分が負担した費用がどんな方法でオフセットになるのかなど、購入したオフセットの行方について把握することが必要です。この行動が、日本の低炭素社会の貢献だけでなく、世界の、そして未来への貢献にすることを願っています。

² (財)地球・人間環境フォーラム <http://www.gef>

³ サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク <http://www.gef.or.jp/ns/>

⁴ 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline.html

⁵ CER：京都議定書に定められる手続に基づいて発行されるクレジットの1つで、クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism, CDM）プロジェクトにより発行されるクレジット（Certified Emission Reduction, CER）のこと。用語の定義は、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」より引用。

⁶ カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG 排出量の算定方法ガイドライン(Ver.1.0)
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline-cmghg.pdf

⁷ カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver.1.0)
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline-e-info.pdf